

広島市条例第8号

令和8年3月27日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例ここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第70号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の右に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。